

平塚市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地環境の整備及び改善を促進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付金要綱」という。）に基づき優良建築物等整備事業を行う者に対して、市がその事業に要する経費の一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 優良建築物等整備事業 交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業（共同化タイプ、市街地環境形成タイプに限る。）に該当するものをいう。
 - (2) 施行者 優良建築物等整備事業に係る土地について、所有権等を有する者又はこれらの同意を得た者をいう。
 - (3) 所有権等 交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)2.2十九に規定する権利をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

(対象区域)

第3条 優良建築物等整備事業を行うことのできる区域は、平塚都市計画都市再開発の方針（平成22年3月23日付け神奈川県告示第185号）に定める計画的な再開発が必要な市街地（以下、「1号市街地」という。）のうち、都市計画で商業地域、かつ、容積率が600パーセント又は500パーセントに定められた区域のうち、別図に定める区域とする。

- 2 前項の区域外にある商業地域であって、事業区域が道路を介して前項の区域に面する区域とする。

(事業の対象となる建築物及びその敷地の基準)

第4条 優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 敷地に接する道路の中心線以内の面積の合計がおおむね1,000平方メートル以上のものであり、かつ、整形を保つものであること。
- (2) 建築物の地階を除く階数が原則として3階以上であり、かつ、耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (3) 建築物の通行の用に供する共用部分は、交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)4.七に適合したものであること。
- (4) 事業区域内に、原則として交付金要綱附属第Ⅱ編 表イ-16-(2)-1左欄に掲げる建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に応じて同表右欄に掲げる割合以上の空地を有すること。
- (5) 敷地が、原則として幅員6メートル以上の道路に4メートル以上接すること。
- (6) 建築物及び敷地の計画は、当該地区が属している1号市街地の目標及び方針に適合したものであること。
- (7) 敷地内の空地の配置、建築物の用途、形態及び意匠等が都市景観の向上又は商業の活性化に資するように図られていること。
- (8) 建築物の用途が風俗及び教育に悪影響を及ぼす恐れのないものであること。
- (9) 住宅の用途に供する場合は、国の定める居住水準以上のものであること。
- (10) 平塚市まちづくり条例(平成19年12月25日条例第23号)その他関係法令を遵守するものであること。
- (11) 市街地環境形成タイプの事業にあつては、既存の市街地環境を活用し、かつ、市街地環境の向上に寄与する計画であること。

(事業の決定)

第5条 優良建築物等整備事業を行おうとする者は、あらかじめ、市長に平塚市優良建築物等整備に関する事業計画書(第1号様式)を提出し、事業の認定を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された事業計画書の内容を審査の上、事業としての適否を決定し、平塚市優良建築物等整備事業の認定について（第2号様式）により提出者に通知するものとする。

（補助対象）

第6条 補助対象となる費用は、交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)5.一に定める補助対象事業のうち、次に定めるものとする。また、補助対象事業の各項目の費用の範囲は、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住街発第29号住宅局長通達）第2に規定する範囲とする。

共同施設整備

空地等整備費

供給処理施設整備費

その他施設整備費

（補助金額）

第7条 補助金額は前条の補助対象となる費用のうち3分の1以内の額とし、予算の範囲内で補助するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、平塚市優良建築物等整備事業補助金交付申請書（第3号様式）により行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入

控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定の通知)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、平塚市優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(事業計画の変更の申請等)

第10条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更申請は、平塚市優良建築物等整備事業計画変更承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、事業計画の変更について審査の上、平塚市優良建築物等整備事業計画変更承認決定通知書(第6号様式)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、平塚市優良建築物等整備事業遂行状況報告書(第7号様式)により行うものとする。

(補助事業の遂行)

第12条 市長は、施行者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、当該施行者に対してこれらに従って事業を遂行するよう指導をすることができる。

(実績報告)

第13条 規則第11条第1項の前段の規定による実績報告は、事業の完了後速やかに、平塚市優良建築物等整備事業完了実績報告書(第8号様式)により行うものとする。

2 規則第11条第1項の後段の規定による実績報告は、事業費の確定後速やかに、平塚市優良建築物等整備事業年度終了実績報告書(第9号様式)により、交付決定事業の交付の決定に係る市の会計年度内において行うものとする。

- 3 消費税及び消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、前条第1項による実績報告の後、平塚市優良建築物等整備事業補助金の額の確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(施行者等の責務)

第15条 施行者は、優良建築物等整備事業の実施に当たって、周辺住民との良好な近隣関係を維持するとともに、その事業がまちづくりに貢献するよう努めるものとする。

- 2 施行者及び建築物の維持管理を行う者は、事業の完了後においても、優良建築物等整備事業の要件を損なわないよう建築物及びその敷地等を適正に維持し、管理するよう努めるものとする。

(指導監督)

第16条 市長は、施行者に対して事業の適切な施行を確保するため、必要な指導又は監督を行うことができる。

- 2 市長は、事業が完了した後、第4条に規定する建築物及びその敷地の要件が適正に維持されているかについて、必要に応じて調査することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、全ての事業が完了し、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書(第11号様式)により、直ちに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに直ちに応じるものとする。

(補助対象者からの排除)

第18条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する同法同条第2号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

(1) 財産の種類 不動産

(2) 期間 10年間

2 市長は、規則第15条の規定による承認の有無にかかわらず、施行者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分して利益を得た場合、規則第13条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第20条 市長は、この要綱に定めるもののほか、優良建築物等整備事業に対する補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(平塚市優良建築物等整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 平塚市優良建築物等整備事業補助金交付要綱(平成11年7月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に廃止前の旧平塚市優良建築物等整備事業補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(有効期限)

- 5 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(有効期限)

- 6 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 7 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 3 条別図

